



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1253	一般競争入札による落札者の決定	(市町村課).....	1
1254	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
1255	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	( " ).....	2
1256	〃	( " ).....	3
1257	指定障害児通所支援事業者の変更	(障害福祉課).....	3
1258	指定自立支援医療機関の変更	( " ).....	3
1259	大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	4
1260	大規模小売店舗立地法による白浜町から聴取した意見の概要	( " ).....	4
1261	日高川町営換地計画(橋谷地区)の認可申請の適否決定等	(農業農村整備課).....	5
1262	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	5
1263	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1264	道路の供用開始	( " ).....	6
1265	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6

### ○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	6
--	---------------	--------------	---

### ○ 監査公表

	監査公表第22号	.....	6
--	----------	-------	---

### ○ 諸報

	和歌山県収用委員会公示送達	(収用委員会).....	16
--	---------------	--------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第1253号

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県代表端末等機器賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県代表端末等機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県総務部総務管理局市町村課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成25年9月5日
- 4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション/NECコンソーシアム

(コンソーシアム代表者 NECキャピタルソリューション株式会社)

東京都港区芝五丁目29番11号

- 5 落札金額  
月額545,727円(うち消費税及び地方消費税の額25,987円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年7月26日

**和歌山県告示第1254号**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年11月19日まで縦覧に供する。

平成25年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成25年9月19日
- 2 名称  
特定非営利活動法人げんき倶楽部はしもと
- 3 代表者の氏名  
岸田昌章
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県橋本市橋谷859番地の39
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、広く地域住民に対して、各種生涯スポーツ振興に関する事業を行い、青少年の健全育成、住民の健康増進を図るとともに、地域住民の絆を強め、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1255号**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年12月2日まで縦覧に供する。

平成25年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成25年10月1日
- 2 名称  
特定非営利活動法人じゃばらむら
- 3 代表者の氏名  
杉本淳
- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼208番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、農山漁村地域の自立及び発展を目指し、それに必要な農林水産業や環境、教育文化、医療福祉、地域産業等の地域独自の資源を活用し、新しいライフスタイルのあり方を提案し、それらが社会的に実際に機能するように、新たな仕組みを構築する事業を行い、地域社会に暮らす人々全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1256号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年12月2日まで縦覧に供する。

平成25年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年10月2日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山ケアマネージャーの会

3 代表者の氏名

市原正登

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市舟津町三丁目32番地の3 パレ・ロワイヤル舟津1階

5 定款に記載された目的

この法人は、地域利用者に対して、住み慣れた社会において安定かつ充実した日常生活が継続できるよう、専門職と地域ボランティアによる総合的なネットワーク作りと、質の高い福祉サービスの提供に関する事業を行い、自立共生社会の構築と地域福祉の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1257号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成25年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3012400069	特定非営利活動法人どんぐりはうす	児童発達支援 放課後等デイサービス	事業所の所在地	西牟婁郡上富田町岩田1764番地	西牟婁郡上富田町市ノ瀬1251番地	平成25.7.1

和歌山県告示第1258号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成25年10月11日

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
フロンティア薬局かつらぎ店	伊都郡かつらぎ町妙寺184-5	医療機関の名称	かつらぎ薬局	フロンティア薬局かつらぎ店	平成25.10.1

**和歌山県告示第1259号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成25年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
グルメシティ田辺ショッピングセンター  
和歌山県田辺市宝来町24-26
- 意見の対象となった届出に係る告示  
平成25年和歌山県告示第566号
- 意見の概要  
特になし
- 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）  
田辺市産業部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）
- 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成25年10月11日から同年11月11日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1260号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により白浜町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成25年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
白浜ショッピングセンター  
和歌山県西牟婁郡白浜町1349-1
- 意見の対象となった届出に係る告示  
平成25年和歌山県告示第567号
- 意見の概要  
特になし
- 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）  
白浜町観光課（西牟婁郡白浜町1600番地）
- 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成25年10月11日から同年11月11日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1261号**

日高川町営換地計画（橋谷地区）の認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、当該申請を適当と決定したので、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年10月15日から同年11月12日まで
- 3 縦覧場所 日高川町農業振興課

**和歌山県告示第1262号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市上秋津字宇井田1158の1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第1263号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡印南町大字上洞字五味田681番1地先から同町大字高串字井之浦307番3地先まで	旧	4.30 ∟ 16.20	2,197.00	上上洞橋 L=15.70 下上洞橋 L=17.30
日高郡印南町大字上洞字崎之平292番1地先から同町大字上洞字吹之上340番5地先まで	旧	4.00 ∟ 16.15	161.00	迂回路廃止
日高郡印南町大字上洞字五味田681番1地先から同町大字高串字井之浦307番3地先まで	新	4.30 ∟ 16.20	2,197.00	上上洞橋 L=15.70 下上洞橋 L=17.30
日高郡印南町大字上洞字五味田682番1地先から同町大字高串字井之浦307番7地先まで	新	9.24 ∟ 85.00	1,875.00	上高串橋 L=67.00 上洞新橋 L=86.00 真妻トンネル L=721.00

和歌山県告示第1264号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字上洞字五味田682番1地先から同町大字高串字井之浦307番7地先まで

供用開始の期日 平成25年10月11日

和歌山県告示第1265号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3225	紀の川市中井阪字轟塚220番1の一部、221番1の一部、222番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 25.10.2	6.00	86.81
				6.00	10.89
				6.00	2.61
				5.00	
				5.00	12.66

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
橋本都市計画火葬場（1号 橋本市斎場）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成25年8月19日、20日、22日、23日に実施した監査の結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月11日

和歌山県監査委員 保田栄一

和歌山県監査委員 足立 聖子  
 和歌山県監査委員 岸本 健  
 和歌山県監査委員 森 礼子

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
知事直轄	平成25年8月20日 平成25年8月22日
総務部	平成25年8月20日
企画部	平成25年8月22日
環境生活部	平成25年8月23日
福祉保健部	平成25年8月22日
商工観光労働部	平成25年8月22日
農林水産部	平成25年8月20日
県土整備部	平成25年8月19日
会計局	平成25年8月20日
県議会事務局	平成25年8月22日
人事委員会	平成25年8月20日
労働委員会	平成25年8月22日
選挙管理委員会	平成25年8月19日
監査委員	平成25年8月23日
教育委員会	平成25年8月19日
公安委員会	平成25年8月19日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

知事直轄

ア 南海本線利用により通勤認定されている職員の旅費の支払いにおいて、通勤手当との調整がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(政策審議課)

イ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、38時間45分超分を誤って支給していたので、適正に処理されたい。

(競技式典課)

総務部

ア 県税の収入率は、97.2%と前年度に比し0.3ポイント上昇し、平成24年度末の収入未済額も約21億9479万円と約2億1475万円圧縮するなど、県税徴収対策本部を設置して滞納整理における初動体制の強化などに取り組んだ成果が出ている。

個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約77%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(税務課)

イ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

(税務課)

ウ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

(危機管理課)

エ 旅行命令をすべきところ外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。

(総合防災課)

オ 酸素ボンベ充填及び耐圧テストの単価契約において、会計課合議がされていなかったため、適正に処理されたい。

(消防保安課)

#### 企画部

ア 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印及び個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(企画総務課)

イ 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印及び個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(文化国際課)

ウ 工業統計調査データパンチ入力業務委託契約において、適正な納品内容でなかったにもかかわらず、契約変更を行い適正な納品部分のみを検査合格として受領している事例があったため、今後の業務実施に当たっては、契約条項に基づき契約解除を行うなど適正に処理されたい。

(調査統計課)

エ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

(調査統計課)

オ 契約保証金を免除している住民基本台帳ネットワークシステム監視委託契約等締結の決裁において、契約保証金を免除する旨記載されていなかったため、適正に処理されたい。

(情報政策課)

カ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿について、連続する6時間超の勤務における休憩時間の不足があったため、適正に処理されたい。

(地域政策課)

キ 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印及び個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(地域政策課)

ク 平成23年度地域資源活用ビジネス推進によるUIターン人材誘致事業委託契約不履行に伴う前払の返還金及び賠償金は、平成24年度末に約80万円が収入未済となったため、債権管理簿を作成するなど適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(過疎対策課)

#### 環境生活部

ア 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については平成24年度末で約11億2014万円であり、前年度に比し24万円減少している。今後も分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。

(循環型社会推進課)

イ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山

県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

(県民生活課)

ウ 旅行命令をすべきところを外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。

(青少年・男女共同参画課)

福祉保健部

ア 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約4,281万円であり、前年度に比し約584万円増加している。今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(福祉保健総務課)

イ ETCカード使用承認・使用管理簿に記載せずにカードを使用していたので、適正に処理されたい。

(福祉保健総務課)

ウ 生活保護電算システム保守点検業務委託において、契約書に定める業務内容の一部を満たしていなかったため、適正に処理されたい。

(福祉保健総務課)

エ 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会に対して貸与している備品について、貸付手続を行うなど適正に処理されたい。

(福祉保健総務課)

オ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成24年度末で約1,502万円であり、前年度末に比し、約186万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

カ 母子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成24年度末で約3,382万円であり、前年度末に比し約162万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

キ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成24年度末で約1,393万円であり、前年度末に比し、約26万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

ク 母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金の未収金については、平成24年度末で約43万円であり、前年度末に比し約14万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

ケ 母子生活支援施設すみれホーム及びなぎさホームにかかる指定管理に伴い管理者に貸与している備品について、物品管理簿へ登録されていないものがあつたため、管理簿登録の上、貸付手続を行うなど適正に処理されたい。

(子ども未来課)

コ 介護支援専門員更新研修申請書に貼付された県証紙に消印のなされていないものがあった。また、台紙と貼られた証紙の彩紋にかけて消印するよう併せて、適正に処理されたい。

（長寿社会課）

サ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成24年度末で約345万円であり、前年度末に比し約137万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

シ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成24年度末で約30万円であり、前年度からほとんど回収が進んでいない。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

ス 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成24年度末で約174万円であり、前年度に比し約14万円の減少となっている。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

セ 看護職員修学資金貸付金の返還金について、平成24年度末で約37万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

（医務課）

ソ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認が和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、なされていなかった。また、業務に関連するとして班独自で切手を管理していたので併せて適正に処理されたい。

（健康推進課）

タ 生活習慣病等健診推進事業補助金について、補助対象業務が明確でなく、補助対象経費の積算根拠も不十分であるので、適正に処理されたい。

（健康推進課）

#### 商工観光労働部

ア 中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行うなど、債権回収に取り組まれているところであり、平成24年度末現在における収入未済額（元金）は約81億4,169万円となっており、前年度に比し約1億5,573万円減少している。

今後とも、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、すでに事業を廃止あるいは倒産、休業状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを強化し、債権管理に万全を期されたい。

（商工観光労働総務課）

イ 平成20年度に収受した収入印紙を、失念により収入印紙類使用簿に記載していなかったため、適正に処理されたい。

（商工観光労働総務課）

ウ 返信用に購入した切手を郵便切手類使用簿に記載していなかったため、適正に処理されたい。

（商工振興課）

エ 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成24年度末現在の未償還額は、約1,162万円であり、前年度に比し、11万円減少しているが、履行期限延長承認申請書による分納計画どおり返還されていないので、引き続き債権管理に努められたい。

(企業振興課)

オ 起業家創出支援事業の賃料について、平成24年度末現在で約24万円が未収金となっており、未納者への催告強化等により徴収に努められたい。

(企業振興課)

農林水産部

ア 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

(農林水産総務課)

イ 土地改良事業等の竣工にともない、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。

(農業農村整備課)

ウ 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で元金の未収金は発生していないが違約金の未収額が約636万円となっており、昨年度末に比べ全体で約87万円の減となっている。今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

(経営支援課)

エ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

(経営支援課)

オ 林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関と連携を図りながら未収金の回収に努められているが、平成24年度末の未収金額は約1,442万円であり、前年度末に比し約34万円の減となっている。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

(林業振興課)

カ 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成24年度末で現年度分元金の未収金は発生していないが、過年度分が約1,462万円、確定分の違約金が約466万円であり、合計金額では前年度末に比し約112万円減少し約1,928万円となっている。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

(水産振興課)

キ 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印及び個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(水産振興課)

県土整備部

ア 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用について、平成24年度末で約22万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。

(県土整備総務課)

イ 工事請負契約不履行に伴う違約金及び延納利息について、平成24年度末で約25万円が収入未済となっており、前年度末に比し延納利息の確定により約16万円増加している。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(技術調査課)

ウ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

（用地対策課）

エ 旅行命令簿において、経路途中から自家用車同乗となる旅行命令が別々の命令簿で行われているが、同乗後の用務地欄の記載が異なるものがあった。また、用務地の地点名称を誤り旅費支給額が不足しているものがあったので、適正に処理されたい。

（用地対策課）

オ 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印及び個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（用地対策課）

カ 土木使用料（道路）の未収金は、平成24年度末で約44万円となっており、前年度に比し約14万円減少している。引き続き、適切な債権管理に努められたい。

（道路保全課）

キ 橋梁設計損害金、工事請負契約不履行に伴う違約金及び延滞金並びに不法占用代執行経費の収入未済額は、平成24年度末で約501万円で前年度末に比し約377万円増加している。未納者の現状を把握し、引き続き適切な債権管理に努められたい。

（道路建設課）

ク 書籍購入の納品において、納品書が保存されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（道路建設課）

ケ 業務委託契約不履行に伴う違約金等は、平成24年度末で約265万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。

（河川課）

コ 土地使用料等の未収金は、平成24年度末で約21万円となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。

（河川課）

サ 河川敷地の不法占用については、平成24年度末現在、なお16件あるので、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

（河川課）

シ 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続き及び定期的なパトロールを実施されたい。また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正管理に努められたい。

（河川課）

ス 集中調達外物品の消耗品の納品で、納品書が添付されていないもの及び納品書に職員の個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（下水道課）

セ 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成24年度末で約8,852万円が収入未済となっている。債権管理簿を作成し、引き続き適切な債権管理に努められたい。

（都市政策課）

ソ 集中調達外で購入した備品について、支出負担行為の出納機関への合議が行われていなかったもので、適正に処理されたい。

(都市政策課)

タ 自家用車による近距離旅行が外出承認により行われていたので、適正に処理されたい。

(都市政策課)

チ 屋外広告業登録において、申請書受付までの長期間、郵便為替又は県証紙を保管していたので、適正に処理されたい。

(都市政策課)

ツ 公営住宅の家賃等の未収金について、長期滞納者に対しては、訴訟を提起するなど案件に応じた回収に努められているところである。平成24年度末現在の収入未済額は約1億3,532万円で、前年度末に比し約3,902万円減少しているが依然として多額である。

今後とも、未納者の現状を把握して、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。

(建築住宅課)

テ 郵便切手類使用簿及び収入印紙類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

(建築住宅課)

ト 不動産取引相談窓口設置に係る相談員に対する平成24年3月分の報償費について、平成24年4月(平成23年度出納整理期間中)に二重支払事故が発生し、当該事実が判明して数箇月経過した平成25年2月に過誤払い分の返還処理が行われているが、速やかな修復を行うとともに今後このようなことのないよう適切な処理に努められたい。

(公共建築課)

ナ 警察署建築工事2件及び同工事監理業務の執行(仮設工)において、受注した3者が工事施工の基準となる設計高さの確認を怠っていたため、約19cm~29cm低い位置に建築される施工ミスが生じた。施工ミスの発生を防止するため再発防止策を講じ、受注者に対し適切な指導監督を行われたい。

(公共建築課)

ニ 港湾施設使用料等の未収金について、不納欠損などにより、前年度に比べ約1,379万円減少し、平成24年度末で約1,539万円となっている。引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(港湾空港課)

ヌ 消耗品の納品受付において、納品書を受領していない事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(港湾空港課)

会計局

ア 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成24年度末現在の収入未済金は、約865万円であり、約927万円の県の請求額に対して約62万円が収納されている。

今後は、債務者に対して、現在仮差し押さえしている不動産(土地・建物)の処分方法及び返済方法について、速やかに交渉を行い、収入未済金の徴収に努力されたい。

(会計課)

イ 週38時間45分の勤務時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給している事例や、週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があったので適正に処理されたい。

(会計課)

ウ 旅行命令簿、旅費計算書に旅費計算等の誤りがあったので、適正に処理されたい。

(総務事務集中課)

エ 普通旅費の支出について、支払いの遅延が散見されたので、適正に処理されたい。

(総務事務集中課)

オ 報償費の支出にあたり、二重払いを行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(総務事務集中課)

県議会事務局

ア 和歌山県議会インターネット中継撮影及び収録に関する業務の委託契約において、契約保証金に係る事後処理がなされていないので、適正に処理されたい。

(県議会事務局)

選挙管理委員会

ア 代表者印、代表者の職氏名のない請求書に基づき支出命令を行っていたので、適正に処理されたい。

(選挙管理委員会)

教育委員会

ア 県立学校内の電柱に電気通信事業者の通信ケーブルが共架されているが、教育財産の目的外使用許可手続がなされていない事例が散見されたので、適正に処理されたい。

(総務課)

イ 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めており、平成24年10月から毎月の返済額を増額変更しているものの平成24年度末で約1280万円が収入未済となっている。今後とも、債権の回収と適切な債権管理に努められたい。

(給与課)

ウ 進学奨学金等返還金の未収金については、貸付金債権管理マニュアルを作成し、償還指導等に努められているところであるが、平成24年度末で約8億2,282万円となっており、前年度末に比し約2,546万円増加している。

今後、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、引き続き債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

エ 修学奨励金返還金の未収金については、平成24年度末で約5,725万円となっており、前年度末に比し約1,373万円増加している。

「意思・意向確認調査」を実施し、未納者の現状を把握するなど、未収金対策に努められているが、今後も未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

オ 用務地において20時までの勤務を命ずる旅行命令がなされているにもかかわらず、17時45分以降の業務に対して超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿に命令がなされていないので、適正に処理されたい。

(スポーツ課)

カ 行政財産使用料の収入調定事務において、納入金額の誤記載等によって納入通知書を再発送するなど、納入通知の大幅な遅れが散見されたので、適正に処理されたい。

(スポーツ課)

キ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、旅行命令簿記載の用務時間と一致せず超過勤務命令がされていないものがあったので、適正に処理されたい。

(学校人事課)

ク 教育職員免許法認定講習の証明書再発行について、各種証明関係事務にかかる証紙を徴収していなかったため、適正に処理されたい。

(学校人事課)

公安委員会

ア 放置違反金の平成24年度末における未収金は、約2,280万円であり、前年度末に比し約1,170万円減少している。今後も、未納者の現状を把握等をするなど、適切な債権管理に努められたい。

(警察本部)

(3) 検討事項

企画部

ア コスモパーク加太の未利用地(866,780㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

イ 旧南紀白浜空港跡地(365,407㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

環境生活部

ア 市町村からの要望により自然公園等に設置している県建物(休憩所、公衆便所等)について、底地使用について使用権限をより明確にするため使用貸借契約の締結等について検討されたい。

(環境生活総務課)

イ 交通公園内の自動販売機については、現在その施設の指定管理者に設置許可を与えているが、貸付等の手法を検討されたい。

(県民生活課)

福祉保健部

ア 旧六星寮の跡地について、処分方針を決定のうえ処理を進められたい。

(障害福祉課)

県土整備部

ア 廃道敷地については、平成24年度末で9件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。

(道路保全課)

イ 道路整備事業の残地について処理方針を検討されたい。また、事業休止中のため未利用となっている土地については、一部の事業について再開されているものの今後も適切な管理に努め、利活用を検討されたい。

(道路建設課)

ウ 都市公園内の自動販売機については、現在その施設の指定管理者などに設置許可を与えているが、貸付等の手法を検討されたい。

(都市政策課)

教育委員会

ア 県立学校の監査における電柱への電気通信事業者の通信ケーブルの共架手続漏れについては、平成24年度に引き続き今年度も依然として同様の事例が確認されている。

県の財産管理や歳入確保の面から早期に全校において共架ケーブル等の調査を完了し、目的外使用許可の手続を行うよう各事業者に対し指導するとともに、今後このようなことが生じないように、教育委員会全体として今年度中に有効な対応策を取るよう検討されたい。

(総務課)

イ 県立学校におけるPTA運営事務等に係る事務室の使用許可において、使用料は生徒の福利厚生のため免除しているが、使用料に加算する管理費については施設の維持管理に係る実費相当で徴収すべきものと考えられるため、その徴収について検討されたい。

(総務課)

(4) 上記以外の機関について、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年10月31日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成25年10月11日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

一般国道169号改築工事(奥漕道路(Ⅱ期)・和歌山県新宮市熊野川町玉置口字上ミ地地内から同市熊野川町九重字相須阪地内まで)及びこれに伴う一般国道付替工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成25年9月27日付け和収第9号「裁決書正本の送達について」

3 送達を受けるべき者

所在不明

登記名義人 仲谷兼利の法定相続人 勝田裕太